価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小事業者の負担軽減及び経営基盤の強化を図り、県内中小事業者が脱炭素を手段として、新たな価値創出や競争力強化につなげるとともに、その成果を県内企業等へ普及展開していくため、支援機関その他サプライチェーン全体に関わる関係者と連携した省エネ・脱炭素化のモデル的・先導的取組を創出する事業に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　補助金の交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　中小事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は、個人事業主、中小企業団体等及びその他法人（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員300人以下の法人をいう。

(2)　県内中小事業者

中小事業者（第１号に定義する者）のうち、県内に本社又は主たる事業所を有する者をいう。

(3)　価値創出

脱炭素化の取組を通じて、製品又はサービスの高付加価値化・差別化、ブランド価値の向上、取引機会の拡大、人材獲得・定着等の人的資本の強化、その他経営力の強化等につながる新たな価値を創り出すことをいう。

(4)　支援機関

金融機関、産業支援機関、大学その他の研究機関、支援サービス提供者、専門家等であって、補助事業の企画、実施又は普及展開を支援する者をいう。

(5)　サプライチェーン

原材料の調達から製品の製造、流通、最終消費者への供給に至る一連の流れをいう。

(6)　補助事業者

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体となり、補助事業の企画、補助金の交付申請、受領、実績報告その他、この要綱に基づく手続きを行う者をいう。

(7)　CFP

製品又はサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を二酸化炭素換算で算定した値（カーボンフットプリント）をいう。

（補助金交付の対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　次のいずれかに該当すること。

ア　県内中小事業者

イ　県内で補助事業を実施することができる法人（県外に本社又は主たる事業所を有する場合を含む。）

(2)　本補助事業の円滑な実施に支障を来たさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有すること。

(3)　日本国内に拠点を有していること。

(4)　本県からの補助金交付等停止措置又は指名除外措置が講じられている者でないこと。

(5)　銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(6)　宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。

(7)　次の①～⑥に該当する者が、経営に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の構成員

②　暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者

③　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又はその構成員を利用している者

④　暴力団又はその構成員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑤　暴力団又はその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥　暴力団又はその構成員であることを知りながらこれらを利用している者

(8)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

(9)　コンソーシアム形式（複数の者が共同事業体を結成し、共同して補助事業を実施する形態をいう。）により申請する場合にあっては、当該共同事業体の構成員は、同一の募集において、単独で補助事業者として申請し、又は他の共同事業体の構成員となることはできない。この場合において、構成員は、第２号から第８号までの要件を満たすものとする。

（対象事業等）

第４条　補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、別表１に掲げる対象事業及び事業内容に該当するものとする。

(1)　県内中小事業者の脱炭素を手段とした新たな価値創出や競争力強化に資するものであって、省エネ・脱炭素化のモデル的・先導的取組を創出するものであること。

(2)　県内中小事業者を含む複数の事業者、団体等が連携して取り組むものであること。ただし、委託・外注により役務を提供する者のみとの関係は、この号の連携に含めない。

(3)　取組の成果（CO2排出量の削減効果、価値創出や競争力強化の内容、普及展開に資するモデル・知見等）を見える化し、普及展開に必要な情報として整理するとともに、県内企業等への普及展開の促進につながるものであること。

（補助限度額、補助率、補助対象経費等）

第５条　補助限度額及び補助率は、別表１のとおりとする。

２　補助事業における補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表２のとおりとする。この場合において、補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄附金、負担金、補助金及びそれらに類する収入等（補助事業の実施に伴い得た収入を含む。）があるときは、当該収入等により賄われる部分の経費は補助対象経費に含めない。

３　補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の２月末日までとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第１号による補助金交付申請書に別表第３（１）に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める。

２　申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、別記様式第１号３（３）補助金交付申請額には、当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）に補助率を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第７条　知事は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第４条第１項の規定により補助金の交付を決定し、規則第６条の規定により、補助事業者に対し速やかに通知するものとする。

（交付の条件）

第８条　規則第５条第１項の規定による附する条件は、次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、補助事業の内容の変更（別表４に掲げる軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、別記様式第２号による補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書１部を知事に提出し、その承認を受けること。

(2)　補助事業の遂行が困難となった場合又は補助事業が予定期間内に完了しない場合においては、別記様式第３号による補助事業遅延等報告書１部を知事に提出し、その指示を受けること。

（申請の取下げ）

第９条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは、書面をもって申し出ることとし、知事が定める期日は、規則第６条の規定による通知を受けた日から15日以内とする。

（状況報告）

第10条　規則第10条に規定する状況報告は、知事から報告を求められたときは、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条　規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第４号によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度の２月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限が土日祝日の場合は、その直前の開庁日とする。

２　第１項の実績報告書に添付しなければならない書類は、別表第３（２）のとおりとする。

（補助金等の交付）

第 12 条　知事は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、規則第 15 条の規定により交付するものとし、補助事業者は、別記様式第６号により補助金の交付を請求するものとする。

（交付の特例）

第 13 条　規則第 16 条第２項に規定する概算払交付請求書の様式は、別記様式第７号のとおりとする。

（交付決定の取消し等）

第 14 条　知事は、第８条第１号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第７条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1)　補助事業者（コンソーシアム形式により実施する場合はその構成員を含む。）が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　補助事業者（コンソーシアム形式により実施する場合はその構成員を含む。）が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)　補助事業者（コンソーシアム形式により実施する場合はその構成員を含む。）が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4)　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、規則第 19 条第１項による加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第15条　規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条　補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第８号による消費税等仕入控除税額の確定報告書１部を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

（取得財産の管理）

第17条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、別記様式第９号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第 11 条に規定する報告書に別記様式第 10 号を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条　取得財産等のうち、規則第22条第１項第２号及び第３号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　規則第22条第１項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年３月31日付け大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

３　補助事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記様式第11号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

４　知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、補助事業者は、あらかじめ別記様式第12号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除する。

５　知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めたときには、転用を承認し、当該補助事業者に通知するものとする。

６　知事は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

（事業化状況の報告）

第19条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後２年間、県の毎会計年度の終了後30日以内に過去１年間の事業化状況について、別記様式第13号による報告書を知事に提出しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第20条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を、補助事業を実施した県の会計年度又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了５年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、県の会計年度の終了後30日以内に別記様式第14号による届出書を知事に提出しなければならない。

（成果の公表）

第 21 条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

（その他必要な事項）

第22条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和８年３月17日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表１（第４条、第５条関係）

対象事業	次に掲げる取組（複数可）に該当し、県内への普及展開が見込まれるモデル的・先導的事業 Ａ　省エネ、再エネ、燃料転換等による脱炭素設備（システムを含む。）の導入又は改修及び当該取組の効果検証（実証） Ｂ　支援機関その他サプライチェーン全体に関わる関係者又は業界団体等と連携した、省エネ・脱炭素化の共同・連携型実証（脱炭素バリューチェーンの形成等） Ｃ　脱炭素に係る取組及びCO2排出量の削減効果等を見える化（排出量算定、CFP算定・表示等）し、その効果等を活かし対象企業や製品・サービスについて、脱炭素を切り口にしたブランディング化や広報・PR等の普及展開 ※Ａに該当する取組を含む事業は、Ｂ又はＣのいずれか（又は両方）を併せて実施するものとし、Ａのみで構成される事業は対象外とする。 ※Ｂのみ、Ｃのみ又はＢ及びＣで構成される事業は対象とする。
事業内容	・脱炭素化に資する設備・機械・システムの導入又は改修、実証の実施 ・上記の実証等に必要な調査・分析・設計、データ収集 ・商品・サービスの開発（試作・改良を含む）、事業化に向けた事業開発 ・CFPの算定・表示、クレジット化等の見える化の取組 ・ブランディング、広報、県内企業等への普及展開に資する取組
補助限度額	１，０００万円
補　助　率	補助対象経費の３分の２以内

（注）　補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

別表２（第５条関係）

経費区分	費目	補助対象経費
外注費	委託・外注費	補助事業者が直接実施することのできないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するための経費（調査・分析、設計、コンサルティング、CFP算定・検証、クレジット化、ブランディング支援等を含む）
	連携実施費	補助事業者と連携先が役割分担して実施する取組（連携先が担う部分）に要する経費 ※対象経費は、本要綱に規定する費目に限るものとする。 ※連携内容・役割分担が確認できる資料を整備すること（単なる協力のみの者又は専ら委託・外注により役務を提供する者のみは含まない。）。
物品費	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	設備・備品費	設備・機械、物品、構築物等の購入、製作、改良又は修繕等に要する経費（ソフトウェア、クラウドサービス利用料等のシステム導入を含む。）
	使用料及び賃借料	設備・機械、備品の賃借（リース、レンタル等）、会場使用に要する経費

	消耗品費	物品（取得単価が 10 万円未満又は使用可能期間が１年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費
役務費	印刷製本費	補助事業の実施に必要な各種資料作成に要する費用
	広報宣伝費	補助事業の成果の普及展開に資する広報宣伝に要する経費（パンフレット・Web 制作、展示会出展、広告、POP 等）。 ※補助事業者の通常の営業活動に係るもの又は専ら利益享受を目的とするものは対象外。
事務費	通信運搬費	物品等の運搬費用、郵便料、電子情報の送付等に要する経費
	保険料	補助事業の実施に直接必要となる保険料（損害保険、賠償責任保険、運送保険、イベント保険等） ※事業一般に係る包括的保険等を除く。
	旅費	情報収集、打合せ、各種調査等に係る旅費
	補助人件費	補助員（アルバイト等）に要する経費
	謝金	謝金（外部専門家等への謝金、研究協力等に対する謝金等）
その他諸経費	その他諸経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

別表第３（第６条、第 11 条関係）

（1）交付申請書添付書類	ア　事業計画書（別記様式第１号　別紙１） イ　事業収支計画書（別記様式第１号　別紙２） ウ　事業概要資料（事業計画書要約資料） エ　定款、寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し オ　決算関係書類（直近２期分） カ　（コンソーシアム形式の場合）構成員が第３条第１項第２号から第８号までの要件を満たすことを証する書類（誓約書等） キ　（コンソーシアム形式の場合）構成員間における合意内容（役割分担、経費負担、申請・報告等の手続主体等）が確認できる書類（協定書、覚書等） ク　その他
（2）実績報告書添付書類	ア　事業実施報告書（別記様式第４号　別紙１） イ　事業収支決算書（別記様式第４号　別紙２） ウ　支出証拠書類（発注書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し） エ　事業の実施状況が分かる説明資料 オ　補助金の概算払を受けている場合は、別記様式第５号による概算払精算書 カ　（取得財産等がある場合）取得財産等管理明細表（別記様式第 10 号） キ　その他知事が必要と認める書類

別表４（第８条第１号関係）

区　分	軽　微　な　変　更　の　内　容
経費の配分の変更	・補助対象経費全体の２０パーセント以内の減少となる変更を行う場合 ・別表２に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の３０パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第６条の規定により提出する事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれがなく、かつ、事業効率に影響が少ない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合

別記様式第１号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付申請書

価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

１　事業対象区分（該当するものに✓）
□Ａ　　□Ｂ　　□Ｃ　（※Ａのみの申請は不可）

２　補助事業の目的及び内容
別紙１「事業計画書」及び別紙２「事業収支計画書」のとおり

３　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

	区　分	金　額
（１）	補助事業に要する経費	円
（２）	補助対象経費	円
（３）	補助金交付申請額	円

４　添付書類
（１）事業計画書（別紙１）
（２）事業収支計画書（別紙２）
（３）事業概要資料（事業計画書要約資料）
（４）定款、寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し
（５）決算関係書類（直近２期分）
（６）（コンソーシアム形式の場合）
・構成員が第３条第１項第２号から第８号までの要件を満たすことを証する書類
・構成員間における合意内容が確認できる書類
（７）その他

（注１）補助対象経費＝補助事業に要する経費－消費税等の仕入控除税額
（注２）補助金交付申請額は、千円未満の端数金額を切り捨てること。

別記様式第１号
別紙１

事　業　計　画　書

１　補助事業者の概要

名　称		創業・設立	年　　月創業・設立
本　社 所在地	〒	資　本　金	千円
		従 業 員 数	人
業　種			
事業内容			

２　計画概要

（１）事業名（テーマ名）

（要約した事業名（テーマ名）を記載してください。仮称でも可）

（２）対象事業区分（該当するものに✓）

□A　　□B　　□C

※対象事業区分ごとの取組内容（設備導入、見える化、普及展開等）については、「３　事業内容・目標等」に具体的に記載してください。

（３）事業実施場所

（４）事業実施期間

（５）事業計画概要

（簡潔に記載してください。事業対象区分、連携の概要、期待される効果を含めて記載してください。）

３　事業内容・目標等

（１）背景・目的（申請理由）
（申請に当たっての背景や、本事業の目的・位置づけ、脱炭素を手段とした価値創出・競争力強化等の方向性、事業内容の具体的なニーズ等について簡潔に記載してください）

（２）解決すべき課題（現状・ボトルネック）
（例：現状の事業活動・サプライチェーン上の課題、CO2 排出の主な要因、データ取得上の課題、取引先・顧客等からの要請等）

（３）事業・取組内容
（課題を解決するための手法、本補助制度を活用して実施する具体的内容について対象事業区分（A/B/C）との対応関係が分かるように記載してください。また、支援機関やサプライチェーンに関わる関係者との連携内容・役割分担、取組成果の普及展開に向けた視点も含めて記載してください。）

（４）事業実施により期待される新たな価値・効果

（本事業に取り組むことにより、どのような価値が創出され、どのような効果（可能な限り定量的に）が見込まれるのか、記載してください。また、県内企業等に対する波及効果の大きさ（想定）についても可能な範囲で記載してください。）

（５）本補助事業を活用して行う事業目標

（実装化（事業化・本格展開）から逆算し、どのフェーズの取組を当補助事業により行うものかを示した上で、本補助事業を活用して行う事業目標を可能な限り定量的に記載してください。）

（６）独自の価値、先進性

（本補助事業の先進性や従来技術等との差異等について記載してください。）

（７）成果の普及展開計画（情報発信・横展開）

（取組成果を県内企業等へ普及展開するための計画（情報提供の内容・公開範囲、実施方法、協力先、スケジュール等）及び、関係機関と連携して実施する内容を記載してください。）

（８）その他（許認可、知的財産、権利関係、個人情報・守秘等）

（許認可、契約・権利関係、知的財産の取扱い、個人情報・守秘情報の取扱い等、実施に当たり留意すべき事項や特記事項があれば記載してください）

４　実施スケジュール

項目	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月

（注１）本補助事業の実施期間中における事業の企画、実施、結果の集約及び事業成果物の提出までの一連のスケジュールについて、月別、項目別に分けて記載してください。

（注２）他のフォームで記載しても構いません。

５　事業実施体制

（１）実施体制
（本補助事業をどのような体制で実施するか、図示等により記載してください。各主体の役割分担、意思決定方法、関係者間の合意・調整状況（実施に向けた体制整備の状況）を含めてください。）

（２）連携先一覧

（連携先ごとに記入してください。単なる協力のみの者又は専ら委託・外注により役務を提供する者のみは記載不要です。）

No.	連携先名	所在地	役割（担当業務）
1			
2			
3			
4			
5			

（３）取組実績

（補助事業と関連する取組を自ら先行的に行っている場合または過去に行った経験がある場合には、その状況（成果等）を具体的に記載してください。）

６　補助事業終了後の実装化（事業化・本格展開）計画

（１）実装化（事業化・本格展開）に向けた取組内容、戦略

（補助事業で得られた成果を定着・拡大するための取組内容（設備・運用の本格展開、取引先への展開、製品・サービスの市場投入、資金調達・体制整備等）や、現時点で想定される課題、それを踏まえた戦略を記載してください。）

（２）実装化（事業化・本格展開）スケジュール・ロードマップ

（補助事業終了後のスケジュール・ロードマップを、可能な範囲で記載してください（例：翌年度以降の設備更新計画、CFP表示の拡大、横展開先の拡大、外部資金活用等）。）

計画（実施）内容	補助事業終了後		
	１年目	２年目	３年目

（注）他のフォームで記載しても構いません。

※　記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用してください。

別記様式第１号

別紙２

事　業　収　支　計　画　書

１　収入

（単位：円）

区　　分	補助事業に要する経費	備考
自己資金		
借　入　金		
補　助　金		
そ　の　他		
合　　計		

２　支出

（単位：円）

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額（注）
外注費			
物品費			
役務費			
事務費			
その他 諸経費			
合　計			

（注）補助金交付申請額は、経費区分ごとの補助対象経費額の合計に補助率を乗じ、千円未満は切り捨てること。

経　費　内　訳　書

経費区分	費目	区分	種別	仕様	単位	数量	単価（円）	補助事業に要する経費（円）	補助対象経費（円）	補助金交付申請額（円）	備考
外注費	委託・外注費										
	共同実施費										
	小計										
物品費	原材料費										
	設備・備品費										
	使用料及び賃借料										
	消耗品費										
	小計										
役務費	印刷製本費										
	広告宣伝費										
	小計										
事務費	通信運搬費										
	保険料										
	旅費										
	補助人件費										
	謝金										
	小計										
その他諸経費	その他諸経費										
	小計										
合計											

（注）行が足りない場合は、適宜、追加してください。

別記様式第２号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業について、次のとおり変更（中止又は廃止）したいので、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第８条第１号の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　変更（中止、廃止）の内容

２　変更（中止、廃止）の理由

３　変更（中止、廃止）の時期

４　変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	旧	新	差額
補助事業に要する経費			
補助対象経費			
補助金			

５　同上の算出基礎

（注１）変更の場合は、変更前後の事業内容及び収支計画が容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。また、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合には、その関係書類を添付すること。
（注２）中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日及びその時点における事業内容及び収支実績を記載すること。

別記様式第３号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る補助事業遅延等報告書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業の遅延等について、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第８条第２号の規定により、次のとおり報告します。

１　補助事業の進捗状況

２　遅延等の原因及び内容

３　遅延等に対して採った措置

４　補助事業の遂行及び完了の予定

別記様式第４号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る補助事業実績報告書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業が完了したので、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　事業実施報告書　　別紙１のとおり

２　事業収支決算書　　別紙２のとおり

３　補助金交付決定額とその精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金の精算額	金	円

別記様式第４号

別紙１

事　業　実　施　報　告　書

（１）補助事業の内容
事業名
（２）補助事業の実施期間
開始：　　年　　月　　日　　／終了：　　年　　月　　日
（３）補助事業の実施状況
（４）補助事業の成果

（５）実装化（事業化・本格展開）に向けた課題と今後の計画（今後の展開見通し、今後のロードマップ等）
（６）その他
（新聞掲載、テレビ等による放送、論文、受賞等、特記事項があれば記載してください。）

（注）事業の実施状況が分かる説明資料を別に添付すること。

別記様式第４号

別紙２

事　業　収　支　決　算　書

１　収入

（単位：円）

区　　分	補助事業に要した経費	備考
自己資金		
借　入　金		
補　助　金		
そ　の　他		
合　　計		

２　支出

（単位：円）

経費区分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金交付申請額（注）
外注費			
物品費			
役務費			
事務費			
その他 諸経費			
合　計			

（注）補助金交付申請額は、経費区分ごとの補助対象経費額の合計に補助率を乗じ、千円未満は切り捨てること。

事 業 経 費 支 出 内 訳 書

経費区分	費目	区分	種別	仕様	単位	数量	単価（円）	補助事業に要した経費（円）	補助対象経費（円）	補助金交付申請額（円）	備考
外注費	委託・外注費										
	共同実施費										
	小計										
物品費	原材料費										
	設備・備品費										
	使用料及び賃借料										
	消耗品費										
	小計										
役務費	印刷製本費										
	広告宣伝費										
	小計										
事務費	通信運搬費										
	保険料										
	旅費										
	補助人件費										
	謝金										
	小計										
その他諸経費	その他諸経費										
	小計										
合計											

（注）行が足りない場合は、適宜、追加してください。

別記様式第５号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金概算払精算書

交付決定額（a）	受領済額（b）	精算額（c）	差引残額 （a）－（b）－（c）	備　考
円	円	円	円	

別記様式第６号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金精算払請求書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業について、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

１　請求金額　　円

【内訳】

交付決定額（a）	請求額（b）	差引額 （a）－（b）	備　考
円	円	円	

２　振込先

金融機関名	
支　店　名	
預金の種別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	（カナ：　　）

別記様式第７号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金概算払請求書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業について、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

１　請求金額　　円

【内訳】

交付決定額（a）	受領済額（b）	今回請求額（c）	差引残額 （a）－（b）－（c）	備　考
円	円	円	円	

２　振込先

金融機関名	
支　店　名	
預金の種別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	（カナ：　　）

〔添付資料〕

概算払請求額算出基礎資料

別記様式第８号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で補助金額の確定通知のあったこの補助事業について、次のとおり消費税等仕入控除税額が確定したので、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第 16 条の規定により、報告します。

１　補助金額（広島県補助金等交付規則第 13 条の規定により知事が確定し、通知した額）　　円

２　補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額　　円　①

３　消費税額及び地方消費税額確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額　　円　②

４　補助金返還相当額（②－①）　　円

（注１）別紙として積算の内訳を添付すること。
（注２）課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 10 パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

別記様式第９号

取 得 財 産 等 管 理 台 帳 （　　年度）

（単位：円）

財産名		規格	数量	取得価額 単　価	取得価額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

（注１）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

（注２）取得財産等には識別できる表示をするとともに、写真を添付すること。

（注３）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注４）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第10号

取 得 財 産 等 管 理 明 細 表 （　　年度）

（単位：円）

財産名		規格	数量	取得価額 単　価	取得価額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

（注１）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

（注２）取得財産等には識別できる表示をするとともに、写真を添付すること。

（注３）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注４）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第 11 号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る取得財産処分承認申請書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業について、次の財産を処分したいので、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第 18 条第３項の規定により、承認を申請します。

１　取得財産の品目及び取得年月日

２　取得価格及び時価

３　処分の方法

４　処分の理由

別記様式第 12 号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る補助事業等の
成果を活用して実施する事業に使用するための財産処分承認申請書

年度価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る取得財産等を処分したいので、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第18条第４項ただし書きの規定に基づき、次のとおり申請します。

１　取得財産名、取得年月日、取得価格及び時価
別紙「取得財産等処分承認申請内容説明書」のとおり

２　処分の理由
補助事業等の成果を活用して実施する事業に転用するため

３　処分の方法
転用

４　処分の時期

様式第12号　別紙

取得財産等処分承認申請内容説明書

1　処分する取得財産等について

財産名	規格	数量	取得価額 （円、税抜）	取得年月日	保管場所 （転用前）	補助金額 （円）

2　取得財産等の用途について

取得財産等を活用して行う事業及び転用の詳細と補助事業の成果との関連は以下のとおり。

事　　業　　名	
事 業 の 内 容	
転　用　用　途	✓　取得財産等のこれまでの使用目的と使用用途 ✓　取得財産等の転用後の使用目的と使用用途 ✓　補助事業の成果との関連性

別記様式第 13 号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る事業化状況報告書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業に係る令和　　年度の事業化状況について、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第 19 条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の内容	
補助金交付確定額	
実装化（事業化・本格展開）の状況	
補助事業により取得した財産の管理状況	

別記様式第 14 号

年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵便番号
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（部署・氏名）
電話番号

年度　価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金に係る産業財産権届出書

年　　月　　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業について、次のとおり産業財産権の出願（取得、譲渡、実施権の設定）をしたので、価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金交付要綱第 20 条の規定により届け出ます。

1　補助事業の内容

2　産業財産権の種類（特許、意匠、商標、実用新案）及び出願等の番号

3　内容（出願、取得、譲渡、実施権の設定）及び出願等年月日

4　相手先及び条件（譲渡、実施権の設定の場合）